政策アドバイザーの目 ―3―

土本　武司氏
筑波大名誉教授（元最高検察庁検事）

宣誓の究極にあるもの
海上保安官たちの背負う重み

「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、……法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います」

これは、海上保安官が任官したときの宣誓文である。本年10月20日、台風23号が大量の雨をもたらし、陸地が水浸しになった舞鶴で、冠水した国道に立ち往生したバスの屋根に避難した乗客を、そこが海でないのに、海上保安庁のヘリがロープで吊り上げる救出活動をした際、私はこの宣誓文を想起した。

宣誓はすべての国家公務員が行っているが、刑法上「特別義務者」とされている海上保安官、警察官、自衛官などについては格別の重みがある。これらの者は業務遂行上、生命・身体の危険が切迫しても、なお職責を全うしなければならない場合があるからである。

海上保安官についていえば、海上保安庁法二条に定める各種の任務は、警備救難業務をはじめ、多かれ少なかれ危険の伴うものである。自衛官の場合は、宣誓文言の中に、「事に臨んでは、危険をも顧みず、身をもって責務の完遂に努め…」という件（くだり）があり、このことが明示されている。

海上保安官については、宣言文自体にはこれほど直截（ちょくせつ）的な表現はなされていないが、危険に対峙（たいじ）したときの心構えは同じであることが求められる。

このことが、緊急避難の法理の不適用として表れる。"不正"に対する反撃としての正当防衛は誰でも許されるが、"正対正"の関係にある緊急避難は、特別義務者については適用されない（刑法三七条二項）。危険が迫ったとき、一般的にはそれを回避すべきであるが、海上保安官など特別義務者は職務の性質上、危険に立ち向かわなければならないのである。

もっとも、職責上危難に立ち向かう業務にある者は、自己の安全を図るために職務を放棄することは許されないが、第三者の安全を図るためにも避難行為をなし得ないと解すべきではなかろう。

ヘリによる吊り上げ救助活動の際、ロープが一人の重さにしか耐えられない場合、海上保安官が自分が助かるため、一般人の手をロープから離させることは許されないが、一般人の一人を救助するため他の一人を犠牲にすることは、法の許容範囲にあるというべきである。

特別義務者といえど、他人の法益を救うための緊急避難は、その義務の範囲外に属するからである。ただ、犠牲者を誰にするかの選択は、公平・平等でなければならない。

かくして、冒頭掲記の宣誓文は、文章として必ずしも名文とはいえないが、その意味するところの究極にあるものは、重かつ大である。

海上保安資料館横浜館

工作船見て実態知る場に
一般公開始まる

横浜館竣工式のテープカット

九州南西海域工作船事件（平成13年12月）で海上保安庁の巡視船に銃撃され、自爆した後、海底から引き揚げられた北朝鮮工作船を展示・保存して海上警備の重要性を呼びかけるため、㈶海上保安協会（永井浩会長）が建設した「海上保安資料館横浜館」の竣工式が12月9日、横浜海上防災基地で行われた。

式の冒頭、あいさつに立った永井会長は、「工作船事件は、その特異性から国民に大きな衝撃を与えた。工作船を歴史的保存物として残すため、浄財を募り建設した。海上警備の重要性を、多くの人に認識してもらう一助になれば幸い」と述べた。石川裕己海上保安庁長官も「事件から間もなく3年を迎えるが、わが国周辺海域では、依然としてさまざまな事件が発生している。海上保安業務の実態を知ってもらうには、実物を見るのが一番。横浜館は、そうした考えに賛同いただいた各方面の協力で実現した」と語り、そろって建設の意義を力説した。

来賓として出席した北側一雄国交大臣は、「海上保安業務はわが国にとって最重要問題。この工作船を見学することで、多くの国民にその実態を知ってもらいたい」と話した。最後に工作船事件当時、国交大臣として指揮にあたった扇千景参院議長は、事件発生時の経過を振り返った後、「事件はわが国にとって戦後初の銃撃戦だった。銃撃は職を賭して決断した。中国のEEZ（排他的経済水域）内に沈んだ工作船引き揚げも多くの困難があったが、1年がかりで実現した。事件を風化させないため、多くの国民に見学してほしい」と語った。

横浜館は10日から一般公開された。公開時間は午前10時～午後4時（午後3時半まで入場受付）。4月1日～10月31日は午前10時～午後5時（午後4時半まで入場受付）。原則として毎週月曜日（休日の場合は直後の平日）と、年末年始は休館。入場無料。

人事院総裁賞授与
長岡継所長が出席
下里水路観測所

第17回人事院総裁賞の授与式が12月9日、東京・明治記念館で行われ、職域部門で受賞した五管本部下里水路観測所の長岡継所長が敦子夫人とともに出席。佐藤壮郎総裁から賞状と副賞を授与された。授与式後、受賞者たちはそろって皇居に参内。天皇・皇后両陛下に拝謁、お言葉を賜った。

両陛下と受賞者との懇談のなかで、天皇陛下から長岡所長に「明治初期に比べ日本列島が465㍍北西にずれていることを確認したというが、どうして分かるのか」とご質問があり、長岡所長が約5分間にわたり、ご説明した。

人事院総裁賞は昭和63年、人事院創立40周年を記念してに創設された。国民全体の奉仕者として職務に精励し、公務に対する国民の信頼に寄与したと認められた個人・職域に対して授与される。

今回は、下里水路観測所を含め3職域、2個人に贈られた。海上保安庁ではこれまでに8職域、3個人に贈られており、下里水路観測所が12件目になる。（五管）

下里水路観測所の現在のメンバー

総合成績1位は二管区
逮捕術等全国合同訓練

海上保安庁の平成16年度逮捕術等全国合同訓練が12月7日、全国の管区、教育機関などの代表約90人が参加して、横浜海上防災基地武道場で行われた。訓練は海上保安官の職務執行上欠くことができない逮捕術、剣道、柔道、けん銃について日ごろの訓練の成果を競うことで、士気高揚と警備救難業務の能力向上を図るのが目的。各種目ごとに予選リーグ、決勝トーナメントが行われ、総合優勝の管区には長官杯が、各種目の優勝者には賞状とメダルが、石川裕己長官から贈られた。また、予選リーグと決勝トーナメントの間には、船橋内などに立てこもった犯人を、複数の海上保安官で取り押さえるために海上保安庁が独自に考案した逮捕術のデモンストレーションも行われた。

合同訓練の成績次のとおり。

【総合成績】1位・二管区、2位・三管区、3位・七管区

【柔道】1位・中溝尽士（福島警救課）、2位・原武義和（特救隊第4隊長）、3位・田中秀忠（石垣よなくに主計士補）

【剣道】1位・勝目龍之介（本庁交通部計画運用課）、2位・山元貴秋（三角くまかぜ航海士補）、3位・笹原将太（対馬たつぐも機関士補）

【逮捕術】1位・二管区（松岡孝征、唐沢秀之、工藤剛万＝塩釜まつしま）、2位・七管区（渡邉憲宣、河村太輔、松原佐智也＝佐世保ちくご）、3位・九管区（中條智＝伏木のと、藤川知也＝直江津なおづき、村上浩一朗＝伏木のと）

【けん銃】1位・菅原智光（小樽しれとこ機関士）、2位・磯尾健太郎（千葉あわかぜ航海士補）、3位・井上裕行（名古屋警救課）

福岡航空基地が開設30周年

福岡航空基地が開設30周年を迎え、12月4日に祝賀会と基地見学会が行われた。祝賀会には福岡基地に在職したOB、松本政明七管本部長、現役職員ら53人が出席した。

福岡基地は昭和49年12月1日に開設され、福岡空港西側地区の米軍が使用していた古い格納庫と併設の仮設庁舎を借用し、中型飛行機ビーチクラフト式H18型1機と職員10人の体制で業務を開始した。昭和57年に格納庫が、58年に庁舎が、現在地に新築移転された。

現在の配属航空機は、ベル式412型2機、ビーチクラフト式300型1機、同B200T型1機の計4機。救助率の向上を図るため平成14年10月に、全国の航空基地に先駆けて機動救難隊が配備され、職員数47人の航空基地に発展した。

基地開設以来、吊り上げ救助302人、離島からの救急患者輸送48人、洋上救急29人の実績を上げている。その間に2機の墜落事故を経験している。

祝賀会では最初に、殉職者の霊に黙とうを行い、航空機安全運航を誓った。30年間の業務の功績に対して、松本本部長が勾坂正久基地長に、本部長褒賞を贈った。

松本本部長の乾杯で懇親会入り。OBが基地開設時の苦労話や海難救助、違反操業取締、密航・難民船対応時の経験談を語り、海上保安業務のあり方などの情報交換をするグループも見られた。（福岡基地）

30周年祝賀会に参加した人たち

剣道

勝目3段が初制覇
大会初の父子優勝飾る

勝目3段

今年の合同訓練剣道部門で、勝目龍之介3段(25)＝本庁交通部計画運用課＝が初優勝を飾ったが、勝目3段の父の幸二郎6段(52)＝九管本部航路標識課長＝も、かつてこの大会で2度優勝したことがある名剣士。大会初の父子チャンピオンが誕生した。

龍之介3段はその父を師匠に幼稚園のころから竹刀を握った。小学2年から町の道場に通って本格的に剣道を学び、海保校の2年間は熱心にけいこに励んだ。しかし、初任地の千葉ロランセンターでは、南鳥島や新島への滞在管理があったため、なかなかけいこの機会がなく、一時剣道から離れたこともあった。三管本部を経て、今年4月に計画運用課勤務になってからは、毎日昼休みに合同庁舎3号館屋上の「道場」で、海上保安庁や国交省の剣友会メンバーと再びけいこに励んできた。

合同訓練は1年おきの開催で、出場は平成14年の前回大会が初めて。その時は上位入賞できなかったが、2年後の今年雪辱を果たした。

乗組員全員が危険物取扱者乙種4類合格
横浜「はまぐも」

横浜保安部巡視艇「はまぐも」の乗組員11人全員が、危険物取扱者乙種4類の免許を取得する快挙を成し遂げた。

「はまぐも」は消防能力強化型巡視艇で、乗組員は消火能力向上のため日々、さまざまな訓練をしている。具体的に何か形になるものはないかと考え、船内目標として平成14年から、危険物取扱者乙種4類の免許取得を掲げた。

しかし、取得者の多くが転出したり、業務都合などで受験を断念した時期もあり、目標達成が遅れていた。

特に今年10月に神奈川県で行われた試験の合格率は33%という狭き門だったが、受験した4人は頑張り抜き、全員が合格した。

倉林宏船長は「引き続き船内目標として、全員取得を維持していきたい」と語っている。（はまぐも）

清水、鳥羽保安部に通信局長から感謝状
不法電波取締り

東海総合通信局の幹部が12月7日と9日、清水、鳥羽両保安部を訪れ、「電波利用秩序の維持に多大の貢献があった」として、同通信局長の感謝状を贈った。

清水保安部巡視船「おきつ」は、同通信局と合同で今年5月から6月にかけて、清水港に係留中のプレジャーボートの電波法違反取締りを行った。約100隻を内偵捜査、5隻を静岡地検に送致した。

鳥羽保安部も6月9日、三重県志摩町和具地区を重点に同様の捜査をして、2無線局を検挙した。（清水・鳥羽）